

保育園保育料基準額表（0～2歳児クラス）

R5.4.1現在

階層区分	定義	目安となる年収 (あくまでも目安です)	保育料（月額）	
			保育標準時間（11時間）	保育短時間（8時間）
第1	A 生活保護世帯等		0円	0円
第2	B 市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む。)	~260万円	0円	0円
第3	C 所得割額48,600円未満のひとり親等世帯	~330万円	5,400円	5,300円
	所得割額48,600円未満の世帯		13,000円	12,700円
第4	D1 所得割額48,600円以上72,800円未満のひとり親等世帯	~360万円	5,400円	5,300円
	同48,600円以上72,800円未満の世帯		19,000円	18,600円
	D2 所得割額72,800円以上77,101円未満のひとり親等世帯	~470万円	6,600円	6,500円
同72,800円以上97,000円未満の世帯	23,000円		22,600円	
第5	D3 同97,000円以上133,000円未満の世帯	~640万円	28,000円	27,500円
	D4 同133,000円以上169,000円未満の世帯		33,000円	32,400円
第6	D5 同169,000円以上235,000円未満の世帯	~930万円	38,000円	37,300円
	D6 同235,000円以上301,000円未満の世帯		43,000円	42,200円
第7	D7 同301,000円以上397,000円未満の世帯	~1,130万円	48,000円	47,100円
第8	D8 同397,000円以上の世帯	1,130万円~	53,000円	52,000円

※就学前児童が保育園及び幼稚園等に同時入所している場合に第2子は半額・第3子以降の保育料0円とする。

なお、以下1～3に該当する世帯についても多子軽減の対象となります。（扶養されている子どもが判定の対象になります。）

- 1.市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯は、子どもの年齢に関わらず、2番目の子どもの保育料は半額、3番目以降の子どもの保育料は無料としています。
- 2.市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等の認定世帯については、子どもの年齢に関わらず、2番目以降の子どもの保育料は無料としています。
- 3.市町村民税所得割額が97,000円未満である世帯において、18歳までの子どもが3人以上いる場合は、3番目以降の子どもの保育料は無料としています。